

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

健康経営で
会社を元気に!

始めよう、「社員の健康づくり宣言」

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

「健康経営」とは、社員の健康を重要な経営資源と捉え、職場の健康づくりに積極的に取り組む企業スタイルのこと。協会けんぽ鳥取支部と鳥取県は協働して、社員の健康づくりに取り組む事業所のサポートを行っています。

なぜ、事業所全体で健康づくり?

超高齢社会となった日本では、従業員の平均年齢の上昇によって、生活習慣病等の疾病リスクが増加し、また、体調不良による労働生産性の低下も懸念されます。こうした中で、事業所全体で「健康づくり」に取り組み、従業員の健康保持・増進を図ることが今まで以上に求められています。



健康経営の始め方

「健康経営って難しそう」、「何に取り組めばいいのかわからない」という方は、ぜひ、「社員の健康づくり宣言」をしてください。協会けんぽが皆さまの健康への取り組みをサポートします!

1

「社員の健康づくり宣言書」を協会けんぽ鳥取支部に提出



2

事業所に「社員の健康づくり宣言事業所認定証」とお役立ちセットが届く

お役立ち
セット

- ・スタートガイド
- ・企業健康度カルテ
- ・事例集 など



3

「企業健康度カルテ」などを参考に、会社の健康課題を見つけ、目標を考える



4

「健康づくりメニュー」を参考に取り組み開始



まずはここから! 下記↓の宣言書を協会けんぽへ FAX : 0857-25-0060 するだけ

社員の健康づくり宣言書

鳥取県知事様
全国健康保険協会鳥取支部 支部長様

わが社は「社員の健康づくり宣言事業所」として
会社、社員一丸となって健康づくりに取り組むことを宣言します

事業所記号 (数字7~8桁)	
事業所所在地	
事業所名称	
事業主名	
電話番号	

※健康づくり宣言を行った事業所については、協会けんぽホームページや広報誌等に事業所名を掲載させていただきます。

掲載を希望されない場合は、協会けんぽ鳥取支部までご連絡ください。(TEL : 0857-25-0051)

※「社員の健康づくり宣言事業所認定証」に記載される認定文は、「貴社」、「社員」等の表現となっておりますが、それぞれ「貴事業所」または、「貴団体」、「職員」や「従業員」への変更が可能です。ご希望の場合は、宣言書を提出される際にその旨をご連絡ください。



早期治療が回復のカギ!

健診結果が「要治療」の場合は、早期の受診を

自覚症状がないのに医療機関への受診は必要?

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等が発症するリスクが高くなります。
健診結果が「要治療」、「要精密検査」の場合は早期に医療機関へ受診してください。



「要治療」の従業員の方へお声がけをお願いします

忙しいと、なかなか自分では医療機関を受診しないもの。治療せずに放置したまま、「仕事中に突然倒れた」なんてことにもなりかねません。

健診受診後の治療を本人任せにせず「要治療」の従業員の方へお声がけをお願いします。

また、協会けんぽ鳥取支部のホームページにて従業員の方へのお声がけをサポートする配付セットを掲載中です。

お声がけ方法にお困りのご担当者様、ぜひ、ご活用ください!

報告書

チラシ

配布セットはこちら!

「重症化予防」についてのお問い合わせはこちら ▶ 保健グループ TEL 0857-25-0054

こんな時は健康保険が使える? 使えない?

接骨院・整骨院にかかるときには…

柔道整復師が施術を行う整骨院・接骨院にかかるときは、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

健康保険が使える場合

- 急性などの外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）

※骨折・脱臼に対する施術は、応急処置をのぞき、**医師の同意**が必要です。



健康保険が使えない場合

- 慢性的な痛み、肩こり、筋肉疲労
- マッサージ代替りの利用
- 神経痛、リウマチ、五十肩などの病気からくる痛み
- 病院や診療所等で治療中のケガ
- 労災保険が適用される仕事上や通勤途上でのケガ

施術を受けるときの注意事項

- ①ケガの原因を正しく伝える
- ②柔道整復師から提示される「療養費支給申請書」は内容をよく確認して自分で署名する
- ③領収書は必ずもらう



皆さまへお願い

施術を受けた加入者の皆さまに、負傷原因や施術内容について、協会けんぽから文書または電話で確認させていただく場合があります。健康保険の適正な運営のため、ご協力をお願いします。

★治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

「整骨院・接骨院のかかり方」についてのお問い合わせはこちら ▶ 業務グループ TEL 0857-25-0052

米子年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、**令和5年3月10日(金)**をもちまして、閉鎖いたしました。

ご利用されていたお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

メールマガジン会員募集中!

スマートフォンをお持ちの方は
こちらからどうぞ▶



申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

TEL : 0857-25-0050(代表)